

**自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）  
実施細目**

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する「自立訓練」を行う事業所（以下「自立訓練事業所」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度までに、自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用していること。
- 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる自立訓練事業所であること。
- 三 利用する高次脳機能障害を有するものに対し、リハビリテーションを実施する心理職の資格を有する者、言語聴覚士、理学療法士又は作業療法士（以下「専門職」という。）が1名以上配置されていること。
- 四 自立訓練提供支援費のうちリハビリテーションを実施する従業員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす自立訓練事業所であること。
  - イ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の下欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

自立訓練（機能訓練）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員
自立訓練（生活訓練）	指定障害福祉サービスの事	生活支援員

	業等基準省令	
--	--------	--

五 次条第3項に掲げる地域連携支援費の対象となる取組みを実施する者であること。

六 国土交通省及び有識者で構成された審査会で、間接補助事業者から提出された応募書類が次に掲げる要件に適合するものとなっているかを審査し、間接補助事業者として選定した事業者であること。

イ 技術能力に関する要件

(1) 高次脳機能障害を有する者に対しての社会復帰の促進に資する活動の実績又はその知見を十分に有していること

(2) 病院関係者又は他の自立訓練事業者、その他の関係者との協調及び連携を実施していること

ロ 管理体制及び処理能力に関する要件

事業実施及び会計手続を適正な実施体制を有していること

ハ 業務理解度に関する要件

(1) 具体的な業務に関する基本方針が明示されていること

(2) 高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進に資する提案であること

ニ 実施手順に関する要件

(1) 事業の実施手順が計画的であり、かつ、明確に定められていること

(2) 事業成果を達成するための計画的な日程であり、かつ、作業手順が適切であること

ホ 的確性に関する要件

(1) 高次脳機能障害の把握から自立訓練、地域における生活復帰まで継続的な支援の実施が可能となる先駆的な取組となっていること

(2) 十分な実証成果を得ることが期待できること

ヘ 実現性に関する要件

(1) 事業継続の能力があり、かつ、将来的な発展性が見込まれること

(2) モデル事業として他の地域に展開できる普遍性が見込まれること

(3) 実施計画及び日程等が適切であり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること

(4) 補助対象事業を実施するための財務体力を有していること

(補助対象経費)

第3条 ネットワーク構築支援費の対象となる間接補助事業の範囲は病院とのネットワーク構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 人材雇用費 病院とのネットワーク構築に従事している従業員に対して当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与

二 求人情報発信費 病院とのネットワーク構築に従事する新たな従業員を雇用するた

めの求人情報の発信に係る経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費に限る。）、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格 10 万円以上であるもの

- 三 印刷製本費 病院とのネットワーク構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本費
  - 四 備品類導入費 病院とのネットワーク構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
  - 五 旅費 病院とのネットワーク構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、病院とのネットワーク構築に資する研修、セミナー、講演会等（以下「研修等」という。）の開催に係る講師の旅費及び宿泊費
  - 六 諸謝金 病院とのネットワーク構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われる者に限る。）
  - 七 使用料 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費
  - 八 研修等参加費 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る参加費
- 2 自立訓練提供支援費の対象となる間接補助事業の範囲は自動車事故による高次脳機能障害を有する者を対象とした自立訓練（以下単に「自立訓練」という。）の提供に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。
- 一 人材雇用費 自立訓練の提供に従事しており、かつ、第 2 条第 3 号に規定する専門職に対して当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与
  - 二 求人情報発信費 自立訓練の提供に従事する新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、前項第 2 号に掲げるもの
  - 三 印刷製本費 自立訓練の提供に係る周知・広報に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本費
  - 四 備品類導入費 自立訓練の提供に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
  - 五 旅費 自立訓練の提供に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、自立訓練に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費
  - 六 諸謝金 自立訓練の提供に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われる者に限る。）
  - 七 使用料 自立訓練の提供に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費
  - 八 研修等参加費 自立訓練の提供に資する研修等に係る参加費

3 地域連携支援費の対象となる間接補助事業の範囲は自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用することが見込まれる他の自立訓練事業所その他の障害福祉サービス等事業所との地域連携（以下単に「地域連携」という。）の構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

- 一 人材雇用費 地域連携の構築に従事している従業員に対して当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与
- 二 求人情報発信費 地域連携の構築に従事する新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、第1項第2号に掲げるもの
- 三 印刷製本費 地域連携の構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本費
- 四 備品類導入費 地域連携の構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
- 五 旅費 地域連携の構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費
- 六 諸謝金 地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われる者に限る。）
- 七 使用料 地域連携の構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費
- 八 研修等参加費 地域連携の構築に資する研修等に係る参加費

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 前条に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、基本項目及び加算項目の合計額以内の額とし、一の事業主体につき単年度あたり10,000千円を上限とすること。ただし、間接補助事業者として選定した初年度の間接補助事業者にあつては、基本項目の上限額に20%を自動加算することとし、一の事業主体につき単年度あたり12,000千円を上限とする。

一 基本項目 次表のとおりとすること。

分類	満額給付の場合	1 / 2 給付の場合
地域連携支援実施時間数により、どちらかを選択	地域連携支援を週30時間以上実施（複数人の合計化）	地域連携支援を週15時間以上30時間未満実施（複数人の合計化）
区分1	地域連携支援	
	上限3,000千円	上限1,500千円
区分2	地域連携支援	
	上限3,000千円	上限1,500千円
	ネットワーク構築支援	
	上限2,000千円	上限1,000千円
	合計	

	上限 5,000 千円	上限 2,500 千円
区分 3	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	自立訓練提供支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	合計	
	上限 6,000 千円	上限 3,000 千円
区分 4	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	ネットワーク構築支援	
	上限 2,000 千円	上限 1,000 千円
	自立訓練提供支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	合計	
	上限 8,000 千円	上限 4,000 千円

二 加算項目 次表のとおりとすること。

分類	計算式	上限額
ネットワーク構築支援	「病院への訪問件数」×「単価」 ※「単価」：1件あたり5万円	上限 1,000 千円
地域連携支援	「地域の事業所等への訪問件数」 ×「単価」 ※「単価」：1件あたり5万円	上限 1,000 千円
研修・勉強会等開催・参加	病院とのネットワーク構築、自立 訓練の提供及び地域連携の構築に 資する研修等	上限 500 千円

2 前号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況により、補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りをすることがある。

(旅費、諸謝金、使用料及び研修等参加費に係る積算方法)

第5条 研修への参加及び開催に係る旅費、講師に対する諸謝金、使用料及び研修等参加費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等の規定に準じて積算を行うものとする。

(間接補助事業の実施期間)

第6条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(支給の制限)

第7条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。